ホロムイソウシバナユリ

ホロムイソウ（エゾゼキショウ）

ホソバノシバナ

ネバリノギラン、シロウマアサツキ（シブツアサツキ）、ギョウジャニンニク、ツバメオモト、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ゼンテイカ（ニッコウキスゲ）、コバギボウシ（タチギボウシを含む。）、オゼソウ、キヌガサソウ、コオニユリ、クルマユリ、チシマアマナ、キンコウカ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、ミドリユキザサ、オオバタケシマラン（アラゲオオバタケシマランを含む。）、イワショウブ、タマガワホトトギス（ニッコウホトトギス（ハゴロモホトトギスを含む。）、エンレイソウ（クロミノエンレイソウを含む。）、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アオヤギソウ（タカネアオヤギソウ、ムラサキタカネアオヤギソウ及びシュロソウを含む。）、コバイケイソウ（コバイケイソウ（ウラゲコバイケイを含む。）

アヤメ

ヒメシャガ、カキツバタ（シロカキツバタ）、ヒオウギアヤメ

イグサ

ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）

ホシクサ

クロイヌノヒゲモドキ（オゼイヌノヒゲ、ユキイヌノヒゲ、ノソリホシクサ、ハライヌノヒゲ

イネ

ミヤマヌカボ、タテヤマヌカボ、タカネコウボウ（ケタカネコウボウ）、ヒゲノガリヤス（オオヒゲガリヤスを含む。）、ムツノガリヤス、チシマガリヤス（ヒロハチシマガリヤス）、ミヤマノガリヤス、ヤマムギ、ヤマオオウシノケグサ、イブキソモソモ

ミズバショウ、ザゼンソウ（ダルマソウ）、ヒメザゼンソウ

タマミクリ（ホソバタマミクリを含む。）

ミネハリイ、ヤチスゲ、トマリスゲ（ホロムイスゲ、クロスゲ）、ホソバオゼヌマスゲ、タカネハリスゲ（ミガエリスゲ）、サッポロスゲ、キンスゲ（セイタカキンスゲ）、イワスゲ、ヒロハオゼヌマスゲ、エゾハリスゲ（オオハリスゲ）、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、サギスゲ、ワタスゲ（スズメノケヤリ）、ミヤマイヌノハナヒゲ、タカネクロスゲ

コアニチドリ、キソエビネ、キンセイラン、サルメンエビネ、ササバギンラン、オノエラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、キバナノアツモリソウ、ハクサンチドリ（シロバナハクサンチドリ及びウズラバハクサンチドリを含む。）、イチヨウラン（ヒトハラン）、サワラン（アサヒランを含む。）、キリガミネアサヒラン（キリガミネアサヒランを含む。）、コイチヨウラン、エゾスズラン（アオスズラン）、カキラン、オニノヤガラ、トラキチラン、アケボノシュスラン、ツリシュスラン（ヒロハツリシュスランを含む。）、ヒメミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ（チドリソウ）、オオミズトンボ（サワトンボ）（ヒメミズトンボ（チシマミズトンボ、オゼノサワトンボを含む。）、ミズトンボ、フガク、スズムシソウ、クモキリソウ、コフタバラン（フタバラン）、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、ヤチラン、アリドオシラン、コケイラン（ヒメケイラン、タカネトンボ（タカネトンボソウ）、ヒロハトンボソウ、ミズチドリ（ジャコウチドリ）、ツレサギソウ、ヤマサギソウ（オオキソチドリ（ミチノクチドリ）を含む。）、ノヤマトンボ（オオバノトンボソウ）、オオヤマサギソウ、コバノトンボソウ（ホソバヒメトンボソウを含む。）、ムツノガリヤス、チシマガリヤス、ヒロハノガリヤス、ミヤマノガリヤス、ヒメノガリヤス、ヒゲノガリヤス、ミヤマヌカボ、タテヤマヌカボ、タカネコウボウ（ケタカネコウボウ）、ヒゲノガリヤス（オオヒゲガリヤスを含む。）、ムツノガリヤス、チシマガリヤス（ヒロハチシマガリヤス）、ミヤマノガリヤス、ヒメノガリヤス、ヒゲノガリヤスを含む。）、マルバダケブキ、オタカラコウ、カニコウモリ、カンチコウゾリナ、シラネアザミ（ニッコウトウヒレン及びクロトウヒレンを含む。）、アキノキリンソウ（アワダチソウ）（ミヤマアキノキリンソウ）（コガネバナ、コガネギク）及びキリガミネアキノキリンソウを含む。）

ホロムイソウ（エゾゼキショウ）

ホソバノシバナ

ネバリノギラン、シロウマアサツキ（シブツアサツキ）、ギョウジャニンニク、ツバメオモト、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ゼンテイカ（ニッコウキスゲ）、コバギボウシ（タチギボウシを含む。）、オゼソウ、キヌガサソウ、コオニユリ、クルマユリ、チシマアマナ、キンコウカ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、ミドリユキザサ）、オオバタケシマラン（アラゲオオバタケシマランを含む。）、イワショウブ、タマガワホトトギス（ニッコウホトトギス（ハゴロモホトトギスを含む。）、エンレイソウ（クロミノエンレイソウを含む。）、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アオヤギソウ（タカネアオヤギソウ、ムラサキタカネアオヤギソウ及びシュロソウを含む。）、コバイケイソウ（コバイケイソウ（ウラゲコバイケイを含む。）

アヤメ

ヒメシャガ、カキツバタ（シロカキツバタ）、ヒオウギアヤメ

イグサ

ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）

ホシクサ

クロイヌノヒゲモドキ（オゼイヌノヒゲ、ユキイヌノヒゲ、ノソリホシクサ、ハライヌノヒゲ

イネ

ミヤマヌカボ、タテヤマヌカボ、タカネコウボウ（ケタカネコウボウ）、ヒゲノガリヤス（オオヒゲガリヤスを含む。）、ムツノガリヤス、チシマガリヤス（ヒロハチシマガリヤス）、ミヤマノガリヤス、ヒメノガリヤス、ヒゲノガリヤスを含む。）、マルバダケブキ、オタカラコウ、カニコウモリ、カンチコウゾリナ、シラネアザミ（ニッコウトウヒレン及びクロトウヒレンを含む。）、アキノキリンソウ（アワダチソウ）（ミヤマアキノキリンソウ）（コガネバナ、コガネギク）及びキリガミネアキノキリンソウを含む。）

ホロムイソウシバナユリ

ホロムイソウ（エゾゼキショウ）

ホソバノシバナ

ネバリノギラン、シロウマアサツキ（シブツアサツキ）、ギョウジャニンニク、ツバメオモト、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ゼンテイカ（ニッコウキスゲ）、コバギボウシ（タチギボウシを含む。）、オゼソウ、キヌガサソウ、コオニユリ、クルマユリ、チシマアマナ、キンコウカ、クルマバツクバネソウ、ヒロハユキザサ、ミドリユキザサ）、オオバタケシマラン（アラゲオオバタケシマランを含む。）、イワショウブ、タマガワホトトギス（ニッコウホトトギス（ハゴロモホトトギスを含む。）、エンレイソウ（クロミノエンレイソウを含む。）、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アオヤギソウ（タカネアオヤギソウ、ムラサキタカネアオヤギソウ及びシュロソウを含む。）、コバイケイソウ（コバイケイソウ（ウラゲコバイケイを含む。）

アヤメ

ヒメシャガ、カキツバタ（シロカキツバタ）、ヒオウギアヤメ

イグサ

ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ（ミヤマスズメノヒエ）

ホシクサ

クロイヌノヒゲモドキ（オゼイヌノヒゲ、ユキイヌノヒゲ、ノソリホシクサ、ハライヌノヒゲ

イネ

ミヤマヌカボ、タテヤマヌカボ、タカネコウボウ（ケタカネコウボウ）、ヒゲノガリヤス（オオヒゲガリヤスを含む。）、ムツノガリヤス、チシマガリヤス（ヒロハチシマガリヤス）、ミヤマノガリヤス、ヤマムギ、ヤマオオウシノケグサ、イブキソモソモ

ミズバショウ、ザゼンソウ（ダルマソウ）、ヒメザゼンソウ

タマミクリ（ホソバタマミクリを含む。）

ミネハリイ、ヤチスゲ、トマリスゲ（ホロムイスゲ、クロスゲ）、ホソバオゼヌマスゲ、タカネハリスゲ（ミガエリスゲ）、サッポロスゲ、キンスゲ（セイタカキンスゲ）、イワスゲ、ヒロハオゼヌマスゲ、エゾハリスゲ（オオハリスゲ）、ヌイオスゲ（シロウマヒメスゲ）、サギスゲ、ワタスゲ（スズメノケヤリ）、ミヤマイヌノハナヒゲ、タカネクロスゲ

コアニチドリ、キソエビネ、キンセイラン、サルメンエビネ、ササバギンラン、オノエラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、キバナノアツモリソウ、ハクサンチドリ（シロバナハクサンチドリ及びウズラバハクサンチドリを含む。）、イチヨウラン（ヒトハラン）、サワラン（アサヒランを含む。）、キリガミネアサヒラン（キリガミネアサヒランを含む。）、コイチヨウラン、エゾスズラン（アオスズラン）、カキラン、オニノヤガラ、トラキチラン、アケボノシュスラン、ツリシュスラン（ヒロハツリシュスランを含む。）、ヒメミヤマウズラ、ノビネチドリ、テガタチドリ（チドリソウ）、オオミズトンボ（サワトンボ）（ヒメミズトンボ（チシマミズトンボ、オゼノサワトンボを含む。）、ミズトンボ、フガク、スズムシソウ、クモキリソウ、コフタバラン（フタバラン）、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、ヤチラン、アリドオシラン、コケイラン（ヒメケイラン）、タカネトンボ（タカネトンボソウ）、ヒロハトンボソウ、ミズチドリ（ジャコウチドリ）、ツレサギソウ、ヤマサギソウ（オオキソチドリ（ミチノクチドリ）を含む。）、ノヤマトンボ（オオバノトンボソウ）、オオヤマサギソウ、コバノトンボソウ（ホソバヒメトンボソウを含む。）、ムツノガリヤス、チシマガリヤス、ヒロハノガリヤス、ミヤマノガリヤス、ヒメノガリヤス、ヒゲノガリヤスを含む。）、マルバダケブキ、オタカラコウ、カニコウモリ、カンチコウゾリナ、シラネアザミ（ニッコウトウヒレン及びクロトウヒレンを含む。）、アキノキリンソウ（アワダチソウ）（ミヤマアキノキリンソウ）（コガネバナ、コガネギク）及びキリガミネアキノキリンソウを含む。）

○関東地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十三年一月十七日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
久喜市北青柳字藤井八六四番四から同市北青柳字藤井八六八番一まで	前	〇・〇〇～四一・〇〇（メートル）
	後	二七・六〇～四一・〇〇
久喜市太田袋（元高岩分）字千勝二二七四番から同市太田袋字地蔵五五〇番三まで	前	〇・〇〇～三九・二〇（キロメートル）
	後	二七・二〇～三九・二〇
茨城県猿島郡五霞町大字大福田字原山一〇三四番三地先から同郡境町大字塚崎字清水二四五六番一まで	前	〇・〇〇～二二・八〇
	後	二二・八〇～二五・〇〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○中部地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十七日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	藤枝市岡部町内谷字宮塚七八七番一から同市潮字宮塚四〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十七日

○中国地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十七日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　防府都市計画道路事業三・三・一環状一号線、三・四・四十松崎牟礼線

三　事業施行期間　自平成二十三年一月十七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山口県防府市大字牟礼、牟礼柳及び牟礼今宿二丁目地内

使用の部分　山口県防府市大字牟礼及び牟礼柳地内

○北海道開発局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十六号	北海道幌泉郡えりも町字目黒七番一から同町字目黒三八四番二まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年一月十七日